

独占禁止法基本問題懇談会（第8回）議事概要

平成18年2月22日

1 日時 平成18年2月17日（金）13：30～16：00

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶應義塾大学名誉教授
委員	石井 卓爾	三和電気工業株式会社代表取締役社長
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	西田 典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	浜田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	日野 正晴	駿河台大学法科大学院研究科長
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

（専門調査員）今井 法政大学教授、岩橋 東京大学助教授、川出 東京大学教授

（その他）公正取引委員会 伊東 経済取引局長

（事務局）内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西 室長、別府 次長、寺川 参事官

4 議事次第

(1) 開会

(2) 違反行為抑止のための制度の在り方について

(3) 閉会

5 資料説明

事務局から、独占禁止法違反行為に対する措置等の概要(資料1)、カルテル規制に係る違反抑止制度等の国際比較(資料2)、我が国における「課徴金」の種類(資料3)、行政上の不利益処分と刑事罰の併存の例(資料4)、

独占禁止法と証券取引法の課徴金及び刑事罰の比較(資料5)、法人処罰に関する判例(資料6)、二重処罰に関する条文・判例(資料7)、独占禁止法の課徴金に関する主要な判例(資料8)、主要国の制裁金等算定における企業の法令遵守の取組の取扱い(資料9)、について説明があった。

公正取引委員会から、損害賠償請求訴訟において認定された損害額と課徴金額の例、民法703条に基づく不当利得返還請求訴訟(独占禁止法関連)、刑事告発の状況及び被告発人の内訳といった前回会合で出された質問に対して説明があった(資料10)。

その後、これらの説明に対して、質疑応答が行われた。

6 討議

違反行為抑止のための制度の在り方について、討議を行った。出された意見の概要は以下の通り。

(1) 検討の視点

- ・ 海外調査は重要であり、その際、競争法以外の法分野がどうなっており、その中で競争法がどう位置づけられているかを参考にすべきである。
- ・ 本懇談会では、制度全体を検討の対象とすべきである。
- ・ 検討に当たっては、白紙から議論することは適当ではなく、これまでの経緯を踏まえて行うべきである。
- ・ 違反行為に対する抑止力の確保は重要である。

(2) 刑事罰金、課徴金と憲法上の二重処罰禁止規定との関係

- ・ 刑事罰金と課徴金を併科しても、憲法上の二重処罰禁止規定への抵触は生じないということは共通認識と考えてよいのではないかと。
- ・ 最高裁判例は、個別事例について憲法違反ではないと言っているだけであ

り、一般的な判断を示したものではない。また、海外の判例でも、非刑事罰を刑事罰と捉えることができる可能性に言及している。さらに、先の独占禁止法改正によって課徴金は制裁措置としての性格を強めており、改正法自身が刑事罰金と共通の部分があることを認めて、刑事罰金との調整規定を置いている。

- ・ 刑事罰金は最後の砦であり残さないといけないが、課徴金算定率が高くなっている中では、刑事罰金との関係を整理することが必要である。その点、議院修正で導入された証券取引法の継続開示義務違反に対する課徴金の刑事罰金相当額の控除や、インサイダー取引などの不公正取引に対する課徴金の没収・追徴相当額の控除はすっきりとしており、憲法上の問題も生じない。
- ・ 罰金と課徴金の併科が憲法上の二重処罰禁止規定に抵触するという議論は、課徴金の引き上げに反対するための方便に使われているのではないか。
- ・ 刑事罰金と課徴金の併科は、憲法上の二重処罰禁止規定には抵触せず、比例原則、適正手続の観点から、立法政策の問題として検討すべきである。その際、税法等他の法分野を参考にすべきである。税法では、脱税額相当の更正処分に加え、脱税額の40%の重加算税、最大で脱税額相当の罰金が科され、さらに、これらは税務上損金に算入できない。また、自然人の場合には、実刑が科される。
- ・ 二重処罰の禁止という概念は日本独自のものではなく、ある程度普遍的なものであるから、海外の状況も踏まえて判断すべきである。

(3) 違反行為抑止のための制度

- ・ 課徴金と刑事罰金の活用実績を比べると、課徴金の方がはるかに活用されており、抑止力の観点から、大きな役割を果たしている。したがって、課徴金にウエイトを置いて検討することが望ましい。
- ・ 刑事罰金と課徴金を両方科す必要はない。刑事罰金と課徴金との併科を回避する方法として、刑事罰の全額を調整する、事案毎に課徴金案件又は刑事罰案件に振り分ける、行政制裁金のみを課す、という方法がある。
- ・ 違反行為の排除や不当利得の剥奪は迅速に行う必要があり、悪質なものについては、刑事罰を科す必要がある。抑止力を働かせる方向で検討を行うべきであり、現状の、排除措置命令、課徴金納付命令、刑事罰の組み合わせが効果的ではないか。
- ・ 違反行為に対する不利益は、損害賠償も含め、全体として、悪質性・重大

性に応じたものとするべきである。

- ・ 刑事罰金と課徴金の調整については検討してもよい。また、損害賠償等の民事との調整も行う必要がある。
- ・ 違反行為の抑止を検討するのであれば、課徴金による不利益に加え、企業の将来の経営や経営者自身にダメージを与える不利益も視野に入れるべきである。
- ・ 実際に全て活用するかどうかは別として、多様なメニューを用意することが必要である。
- ・ 排除措置命令、課徴金納付命令、刑事罰金、損害賠償、差止請求権はそれぞれ制度目的があり、全体の仕組みとしてうまくできている。指摘されているような問題を解決するためにその仕組みをどううまく再構築できるかである。
- ・ 違反行為の排除は迅速に行う必要があるが、制裁について、迅速性を強調すると、手続的適正が損なわれる可能性もある。
- ・ 課徴金の方が刑事罰金より額が多いにも関わらず、刑事罰金よりも緩やかな手続で課されている点について検討が必要である。

(4) 違反行為の抑止力の水準

- ・ 十分な抑止力が必要ということについては、コンセンサスがあるのではないか。そのうえで、現在の抑止力が十分と考えるかどうかを検討すべきである。
- ・ 違反行為をせずに事業をしていればよいので、違反行為に対する不利益を重くしても問題はない。
- ・ 違反行為は、これまでのしがらみの中で行われているケースが多く「カビ」のような構造的な問題であり、違反行為に対する不利益が大きければ違反行為がなくなるというものではない。
- ・ 請求が難しい損害賠償の額よりも、課された課徴金額が少ない事例があるということは、課徴金がいかに少ないかということである。
- ・ 中小企業や特定業種に対する課徴金算定率の軽減は、合理性があるのか疑問である。

(5) 民事的措置の在り方

- ・ 現場の弁護士の間では、差止請求権行使のための要件が厳しい、団体訴権を入れるべきではないか、損害賠償は損害額の立証が難しい、米国で導入されているようなクラス・アクションを検討すべきという意見がある。

7 今後の予定

次回(3月6日)の会合では、課徴金に係る制度の在り方について検討する予定。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)